議案第40号

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和３年12月７日提出

南風原町長　赤　嶺　正　之

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第222号）が令和３年８月４日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例（昭和47年南風原町条例第60号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の出産に係る南風原町国民健康保険条例第８条第１項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。 ２　（略）	（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに16,000円を上限として加算するものとする。 ２　（略）

-3-